

入札公告

事前審査型一般競争入札を次のとおり公告する。

令和8年10月9日

西予市長 管 家 一 夫

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宇和文化会館舞台音響設備改修工事
- (2) 工事場所 西予市宇和町卯之町三丁目
- (3) 工 期 令和9年3月31日
- (4) 工事概要 舞台音響設備改修 一式
(音響設備・映像設備・電源設備・
非常放送設備の改修)
- (5) 予定価格 251,460,000円
(入札書比較価格 228,600,000円(消費税及び地方消費税を除く。))

2 入札方法に関する事項

- (1) 本案件は、電子入札システムにより執行する。
- (2) 電子入札利用者登録済みの業者がシステム障害等やむを得ない理由により当初から紙入札方式に変更する場合は、西予市電子入札運用基準(令和8年西予市告示第12号)第12条に規定する紙入札参加承諾願(様式第3号)を以下のとおり持参又は書留郵便による郵送により提出し承認を得ること。

ア 提出期間

令和8年10月9日(金)から令和8年10月29日(木)までの受付時間中(西予市の休日を定める条例(平成16年西予市条例第2号)に規定する休日(以下「市の休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時00分までをいう。以下同じ。)

なお、持参又は書留郵便による郵送による場合にあつては、令和8年10月29日(木)までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ 提出場所

〒797-8501

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1

西予市 総務部 財政課契約監理室

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

西予市建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成16年西予市告示第580号)第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 構成員の数が2者であり、任意かつ自主的に結成された者であること。
- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 西予市建設工事有資格者名簿(西予市のホームページに掲載。以下同じ。)に登載されている者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 入札の公告日から落札者決定日までに西予市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成16年西予市告示583号)に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者(同法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(同法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。

オ 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

カ 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

キ 電気工事業について、特定建設業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。)を受け、入札の公告日の時点で南予地区内に契約を締結できる本店、支店又は営業所を有する者であること。

ク 電気工事業について、西予市建設工事有資格者名簿に掲載された格付がA等級の者であること。

ケ 入札の公告日から起算して過去20年間に、5,000万円以上の建築物に係る音響設備の施工を含む工事の元請(共同企業体の構成員である場合に

あつては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。以下同じ。)としての施工実績(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(コリンズ)に登録されたもののうち、工事が完成したもの(以下「コリンズに登録されたもの」という。)を有する者であること。

コ 特定営業所技術者以外に、次の要件をすべて満たす監理技術者(建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を除く。)を専任で配置することができる者であること。

(ア) 電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(イ) 開札日以前に代表者である構成員と3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(3) 第2構成員が次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア (2)アからカまでに掲げる要件

イ 電気工事業について、特定建設業又は一般建設業の許可を受け、入札の公告日の時点で西予市内に本店を有する者であること。

ウ 西予市建設工事業有資格者名簿に掲載された当該工事業に係る格付がA等級又はB等級の者であること。

エ 入札の公告日から起算して過去20年間に、1件の工事請負額が2,000万円以上の建築物に係る電気設備工事の施工実績(元請としてのものであり、かつ、コリンズに登録されたもの)を有する者であること。

オ 営業所技術者又は特定営業所技術者以外に、次の要件をすべて満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 二級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の電気工事業に係る国家資格を有する者であること(第二種電気工事士等、国家資格に加え一定の実務経験を有すること要するものを含む。)

(イ) 開札日以前に代表者以外の構成員と3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(4) 各構成員の出資比率が30パーセント以上であること。

(5) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

4 入札参加申請に関する事項

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、西予市建設工事共同企

業体事務取扱要綱第11条第1項及び西予市事前審査型一般競争入札実施要領(平成20年西予市告示第52号)第5条第1項の規定により、所定の様式に次に掲げる申請書類を添えて市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- イ 施工実績を証する書類の写し
- ウ 配置技術者の資格を証する書類の写し
- エ 配置技術者の雇用関係を証明する書類の写し
- オ 建設業許可証明書の写し
- カ 総合評定値通知書の写し
- キ 資本関係又は人的関係に関する確認書

(2) (1)に規定する所定の様式は、入札情報公開システムに掲載するものとする。

(3) 共同企業体の代表者になろうとする者は、(1)に掲げる申請書類を、電子入札システムにより令和8年10月9日(金)から令和8年10月29日(木)までの電子入札システムの稼働時間中(市の休日以外の日の午前9時00分から午後8時00分まで(最終日は午後5時00分まで)をいう。以下同じ。)に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、アに掲げる受付期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は書留郵便による郵送により提出すること。

ア 受付期間

令和8年10月9日(金)から令和8年10月29日(木)までの受付時間中

イ 提出場所

〒797-8501

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市 総務部 財政課契約監理室

(4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、令和8年11月4日(水)までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあつては、書面により通知する。

(5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

5 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、市長に対し

て書面により説明を求めることができる。この場合には、4(4)の通知をした日から令和8年11月6日(金)までの受付時間中に4(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参により提出しなければならない。

- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、令和8年11月11日(水)までに書面により行う。

6 設計図書等の掲載及び閲覧に関する事項

(1) 掲載期間

令和8年10月9日(金)から令和8年11月16日(月)まで

(2) 掲載場所

入札情報公開システム

- (3) 設計図書等については、入札情報公開システムでの閲覧とする。

7 設計図書等についての質問に関する事項

(1) 提出期間

令和8年10月9日(金)から令和8年10月29日(木)までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合(紙入札方式による場合を含む。)は、西予市事前審査型一般競争入札実施要領で定める質問書(様式第3号)を4(3)イに掲げる場所へ持参又は書留郵便による郵送により提出すること。

(3) 回答方法

令和8年11月4日(水)から令和8年11月16日(月)までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

8 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

令和8年11月12日(木)から令和8年11月16日(月)までの電子入札システムの稼働時間中(ただし、最終日は正午まで)

(2) 開札の日時

令和8年11月17日(火) 午前9時00分

(3) 開札の場所

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市役所3階会議室

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、持参

又は書留郵便による郵送により提出すること。

(5) 持参による入札の取扱い

持参による入札の場合は、入札書は、令和8年11月12日(木)から令和8年11月16日(月)までの受付時間中(ただし、最終日は正午まで)に4(3)イに掲げる場所へ提出すること。

(6) 書留郵便による郵送による入札の取扱い

書留郵便による郵送による入札の場合は、入札書は、令和8年11月16日(月)正午までに4(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

(7) 入札関係書類の提出について

ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。

工事費内訳書(入札書に記載される金額に対応したものとし、工事区分及び工種(科目)ごとに、金額を記載すること。)

イ アに掲げる入札関係書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

ウ 提出された入札関係書類は、返却しない。

(8) 入札に関し必要な事項

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 本入札の執行は、西予市事前審査型一般競争入札実施要領、西予市電子入札運用基準及び西予市建設工事等入札者心得(令和8年西予市告示第13号)によるものとする。

(9) 最低制限価格の有無

有 (西予市建設工事最低制限価格制度実施要綱(平成24年西予市告示第107号)によるものとする。)

(10) 調査基準価格の有無

無

(11) 入札の無効に関する事項

西予市契約規則(平成25年西予市規則第13号)第14条、西予市電子入札運用基準第7第3項及び西予市建設工事等入札者心得第6条第1項に定

めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 4(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の入札

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているとき。

9 その他

(1) 入札保証金

入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、4(1)に掲げる事前確認の結果、西予市契約規則第5条第2項の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約に際しては、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 支払条件

ア 前金払

請負代金額の10分の4以内（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6以内）の額とする。

上記により算出した額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 部分払

中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、西予市契約規則第62条の規定による。

(5) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57号)第2条の規定による西予市議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が3に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(6) 契約条項を示す場所及び問合せ先

西予市 総務部 財政課契約監理室

〒797-8501

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1

電話番号 (0894) 62-6402

F A X 番号 (0894) 62-6501

(7) その他事項

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 事前審査に必要な書類以外に提出資料を求めることがある。

ウ この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

エ 工事工期が重複する複数の工事(他の機関の発注も含む。)に同一の技術者を配置技術者とした入札に参加している場合は、それら工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければならない(専任性が求められない場合を除く。)

オ 西予市政治倫理条例(平成17年西予市条例第31号)を遵守すること。

カ 本案件に係る入札及び契約に必要な基準及び様式は、西予市ホームページ及びえひめ電子入札共同システムに掲載しているため、必ず確認の上、入札に参加すること。

キ この公告の工事は、電子契約の対象である。

ク この公告の工事の工期は、公告のとおりであるが、翌年度に予算を繰り越したときは、別途協議により契約工期を変更することとしている。